



平成 25 年 2 月 25 日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 広報部長 高田 知幸
(TEL03-3497-7291)

株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日、下記のとおり、株式会社ヤナセ（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の普通株式 10,416,000 株（対象者が平成 24 年 12 月 21 日に提出した第 140 期（自平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日）有価証券報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（47,260,000 株）から、同有価証券報告書に記載された平成 24 年 9 月 30 日現在の対象者の自己株式数（9,930 株）を除いた株式数（47,250,070 株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といいます。）：22.04%（小数点以下第三位四捨五入。以下所有割合について同じです。）を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする筆頭株主であります。

この度、当社は、平成 25 年 2 月 25 日付で、清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）（所有株式数：1,736,000 株、所有割合：3.67%）が所有する対象者の普通株式の全て（以下「清水建設所有株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。この点、対象者は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 24 条第 1 項第 3 号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であります。そして、当社が清水建設所有株式を取得した場合、当社の特別関係者の株券等所有割合（法第 27 条の 2 第 8 項）を加算すると、当社の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が 3 分の 1 を超える場合に該当します。そのため、当社は、法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、清水建設との間で、平成 25 年 2 月 25 日付で、公開買付応募契約（以下「本公開買付応募契約」といいます。）を締結し、清水建設所有株式が本公開買付けに応募されることを合意しております。

本公開買付けは、清水建設所有株式の応募を前提として行われ、清水建設以外の対象者の株主の皆様からの応募を想定していないことから、買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）につき、清水建設所有株式の数と同数である 1,736,000 株（所有割合：3.67%）を下限及び上限として設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。本公開買付け後の当社の所有する対象者の普通株式の数は 12,152,000 株（所有割合：25.72%）となります。また、当社の特別関係者が本公開買付けに応募しなかった場合には、本公開買付け後の当社及びその特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）の所有する対象者の普通株式の数は 16,485,000 株（所有割合：34.89%）となります。なお、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特

別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、本公開買付け後の当社及びその特別関係者の所有する対象者の普通株式の数は上記株式数を下回ることとなります。

なお、対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社は所有割合 25.72%の対象者の普通株式を所有することとなり、また、当社が本公開買付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、筆頭株主である当社が対象者の普通株式を追加取得することで当社の保有比率が上昇することにより、対象者の経営の安定性の向上も図られるものと判断し、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方で、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づきみずほインベスターズ証券株式会社(平成25年1月にみずほ証券株式会社に合併)に対して対象者の普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成24年9月期決算に基づく評価額は1株につき538円を得ているとのことです。この評価額とは別に、本公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)については、あくまで相対の取引を前提として当社及び清水建設間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付け価格の妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様への判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、上記決議が行われた時点においては、未だ当社において本公開買付けを実施する旨の決定がなされていなかったことから、上記決議は、当社により対象者に提出した公開買付け届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始が当社において決定されることを条件として効力を生ずるものとしたとのことです。また、上記取締役会に提出された公開買付け届出書(案)の内容には変更があり得ることから、上記取締役会において、かかる条件の成就の判断等については、取締役黒田正夫氏に一任したとのことです。しかるところ、平成25年2月25日、当社が当該公開買付け届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始を決定したことから、平成25年2月25日、取締役黒田正夫氏が、かかる条件の成就を確認し、その結果、上記決議は効力を生ずるに至ったとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者の取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役5名(うち社外監査役3名)全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年2月23日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社グループは、世界66ヶ国に約130の拠点を持つ大手総合商社として、繊維、機械、金属、エネルギー、化学品、食料、住生活、情報、保険、物流、建設、金融の各分野において国内、輸出入及び三国間取引を行うほか、国内外における事業投資等、幅広いビジネスを展開しております。当社は、平成15年2月に対象者の普通株式5,208,000株(第三者割当増資直後の対象者の発行済株式総数に対する割合:12.92%)の第三者割当てを引き受け、対象者の筆頭株主となりました。また、平成20年8月に対象者の普通株式5,208,000株を同様に第三者割当てにより引き受け、本日現在、合計10,416,000株(所有割合:22.04%)を所有するに至っております。当社は平成15年2月の出資以降、対象者に常勤取締役、社外取締役及び出向者数名を派遣し、対象者の経営に関与してまいりました。平成23年12月には、当社出身の井出健義氏が対象者の代表取締役社長に就任しております。

対象者によれば、対象者は、ドイツ車をはじめとする輸入車及びその部品・アクセサリーの販売、自動車の修理・整備を行っております。日本における輸入車販売数は従来年間約25万台で推移してきましたが、リーマンショックの影響を受けて、平成20年は19万台、平成21年は16万台と急減しました。しかし、その後回復し、平成23年は20万台、平成24年は24万台まで戻りました。当社としては、少子化が進み国内自動車市場の縮小が予測される中においても、ドイツ車を中心とする輸入車は洗練されたデザインと確かな技術やこれら

に裏付けされたブランドで購買力のあるロイヤリティの高い顧客層を基盤としており、小型車ラインナップの充実、エコカー減税対象車の投入等も相まって、対象者は今後も従来と同程度の販売数を持続すると予測しております。また、当社は、対象者は日本全国に180以上の拠点を持つ、輸入車業界では販売台数で国内ナンバーワンの地位を確立しており、今後も輸入車市場の中で安定した存在感を発揮し続けるものと考えております。

また、対象者によれば、対象者は平成27年には創業100周年を迎える歴史と伝統ある企業ですが、現状に留まることなく、今後も発展拡大していくためには、重要市場に対する拠点投資を順次実行して営業体制の拡充を図り、また、新車販売・中古車販売・アフターセールスの三位一体による総合営業を一層推し進め、バリューチェーン経営を強化拡大することが重要課題であると認識しているとのこと。かかる課題への対処として、平成24年11月には本社屋とそれに併設するメルセデスベンツ東京芝浦、アウディ芝浦の全面リニューアルを完了しており、今後は全社的なお客様フォローの基準整理等、業務改革（BPR）活動を一段と加速させるとともに、経費構造の改善と財務体質強化にも継続して取り組み、ゆるぎない収益体質の確立を進めていく方針とのこと。

当社は、今後も引き続き対象者の経営に資本・業務の両面から関与するとともに、対象者の事業及び収益の拡大発展に寄与したいと考えておりました。かかる状況の下、対象者の大株主である清水建設と接触する機会があり確認したところ、同社が対象者の普通株式の売却意向を有していることが判明しました。当社は、清水建設との間で平成25年1月頃から清水建設所有株式の取得について協議を開始し、その後も継続して、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、平成25年2月25日付で、清水建設から清水建設所有株式を取得することを決定いたしました。

この点、対象者は普通株式を金融商品取引所に上場しておりませんが、法第24条第1項第3号の定めにより、有価証券報告書を提出しなければならない会社であります。そして、当社が清水建設所有株式を取得した場合、当社の特別関係者の株券等所有割合を加算すると、当社の買付け等の後における対象者の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当します。そのため、当社は、法第27条の2第1項第2号に基づき、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社としては、本公開買付け後においても、引き続き、本日現在と同様に対象者に取締役や出向者を派遣し、対象者の経営方針の下、事業及び収益の拡大発展に貢献したいと考えております。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

当社は、清水建設との間で、平成25年2月25日付で、本公開買付け応募契約を締結し、清水建設所有株式が本公開買付けに応募されることを合意しております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者によれば、対象者は、当社が対象者の普通株式を10,416,000株（所有割合：22.04%）所有しており、また、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であり、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施したとのこと。

① 法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのこと。

② 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者によれば、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのこと。当該取締役会には、対象者の取締役12名のうち上記2名を除く10名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのこと。また、当該取締役会には対象者の監査役5名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、清水建設から清水建設所有株式（1,736,000株）を取得することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得する予定はありません。

なお、本公開買付けによって上記の目的を達成できない場合の具体的な対応方針は、現時点では未定です。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

対象者は非上場会社であるため、該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社ヤナセ																					
② 所在地	東京都港区芝浦一丁目6番38号																					
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 井出 健義																					
④ 事業内容	自動車販売（新車・中古車） 自動車部品・アクセサリーの販売 自動車の修理・整備 自動車保険の代理店業務 広告等の企画・制作 損害保険の代理店業務 グループ内福利厚生サービス																					
⑤ 資本金	6,975百万円（平成24年9月30日現在）																					
⑥ 設立年月日	1920年（大正9年）1月27日																					
⑦ 大株主及び持株比率 （平成24年9月30日現在）	<table border="0"> <tr> <td>伊藤忠商事株式会社</td> <td>22.04%</td> </tr> <tr> <td>日本土地建物株式会社</td> <td>14.69%</td> </tr> <tr> <td>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</td> <td>8.53%</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>7.72%</td> </tr> <tr> <td>ヤナセ従業員持株会</td> <td>6.64%</td> </tr> <tr> <td>三井住友海上火災保険株式会社</td> <td>5.40%</td> </tr> <tr> <td>株式会社オリエントコーポレーション</td> <td>4.62%</td> </tr> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4.23%</td> </tr> <tr> <td>清水建設株式会社</td> <td>3.67%</td> </tr> <tr> <td>日本興亜損害保険株式会社</td> <td>3.17%</td> </tr> </table>		伊藤忠商事株式会社	22.04%	日本土地建物株式会社	14.69%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8.53%	東京海上日動火災保険株式会社	7.72%	ヤナセ従業員持株会	6.64%	三井住友海上火災保険株式会社	5.40%	株式会社オリエントコーポレーション	4.62%	株式会社みずほコーポレート銀行	4.23%	清水建設株式会社	3.67%	日本興亜損害保険株式会社	3.17%
伊藤忠商事株式会社	22.04%																					
日本土地建物株式会社	14.69%																					
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	8.53%																					
東京海上日動火災保険株式会社	7.72%																					
ヤナセ従業員持株会	6.64%																					
三井住友海上火災保険株式会社	5.40%																					
株式会社オリエントコーポレーション	4.62%																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4.23%																					
清水建設株式会社	3.67%																					
日本興亜損害保険株式会社	3.17%																					
⑧ 当社と対象者の関係	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の22.04%に相当する対象者株式を保有しております。																				
	人的関係	当社は、対象者に対して、社外取締役1名を派遣しております。具体的には、当社執行役員である吉田多孝氏が対象者の社外取締役を兼務しております。なお、対象者の代表取締役である井出健義氏は当社の理事でもあります。また、当社より、対象者に対して、従業員2名が出向しております。																				
	取引関係	当社は、対象者との間で、当社を含む譲渡先が対象者の固定資産を譲り受ける旨の契約を締結しております。																				
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当しております。																				

(2) 日程等

① 日程

当社機関決定日	平成25年2月25日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成25年2月26日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成25年2月26日（火曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成 25 年 2 月 26 日（火曜日）から平成 25 年 3 月 26 日（火曜日）まで（20 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 25 年 4 月 9 日（火曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 399 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の算定に当たり、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、市場価格が存在しないことに鑑み、対象者の経営成績及び財政状態並びにそれらの見込み等を総合的に考慮して株式価値を算定することを清水建設に対して提案し、清水建設との間で協議・交渉を行った結果、平成 25 年 2 月 25 日に本公開買付価格を 399 円と決定いたしました。

すなわち、当社としては、対象者の平成 24 年 9 月 30 日現在の連結財務諸表における純資産合計額 27,901 百万円に対し、退職給付債務に関して会計基準変更時差異の未処理金額（4,908 百万円）が残っていること、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、譲渡制限株式会社であるため株式の流動性が極めて乏しいこと、一定量の対象者の普通株式をまとめて購入すること等の要因を総合的に考慮して算出した株式価値をもって清水建設に対して取得価格の提案を行いました。その後、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、最終的に本公開買付価格を 399 円と決定しております。

なお、本公開買付価格は、対象者の有価証券報告書等により一般に公開されている情報に基づきつつ、当社が自ら対象者の株式価値を検討した上で、清水建設との協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格のため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

② 算定の経緯

当社は平成 15 年 2 月に対象者の普通株式 5,208,000 株の第三者割当てを引き受け、また、平成 20 年 8 月に更に対象者の普通株式 5,208,000 株を同様に第三者割当てにより引き受け、本日現在、合計 10,416,000 株（所有割合：22.04%）を所有し、対象者を持分法関連会社とする筆頭株主であります。当社は平成 15 年 2 月の出資以降、対象者に常勤取締役、社外取締役及び出向者数名を派遣し、対象者の経営に関与してまいりました。平成 23 年 12 月には当社出身の井出健義氏が対象者の代表取締役社長に就任しております。

当社は、今後も引き続き対象者の経営に資本・業務の両面から関与するとともに、対象者の事業及び収益の拡大発展に寄与したいと考えておりました。かかる状況の下、対象者の大株主である清水建設と接触する機会があり確認したところ、同社が対象者の普通株式の売却意向を有していることが判明しました。当社は、清水建設との間で平成 25 年 1 月頃から清水建設所有株式の取得について協議を開始し、その後も継続して、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、平成 25 年 2 月 25 日付で、清水建設から清水建設所有株式を取得することを決定いたしました。

当社としては、対象者の平成 24 年 9 月 30 日現在の連結財務諸表における純資産合計額 27,901 百万円に対し、退職給付債務に関し会計基準変更時差異の未処理金額（4,908 百万円）が残っていること、対象者の普通株式が金融商品取引所に上場しておらず、譲渡制限株式会社であるため株式の流動性が極めて乏しいこと、一定量の対象者の普通株式をまとめて購入すること等の要因を総合的に考慮して算定した株式価値をもって清水建設に対して取得価格の提案を行いました。その後、清水建設との間で協議・交渉を重ねた結果、本公開買付価格を 399 円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格の算定に際しては、当社は第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,736,000 株	1,736,000 株	1,736,000 株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (1,736,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限 (1,736,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10,416 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.04%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,333 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.17%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,152 個	(買付け等後における株券等所有割合 25.72%)
対象者の総株主等の議決権の数	47,191 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (1,736,000 株) に係る議決権の数 (1,736 個) に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」(10,416 個) を加えた議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、小規模所有者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年12月21日に提出した第140期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)有価証券報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付け前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式総数(47,260,000株)から、同有価証券報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の自己株式数(9,930株)を控除した株式数(47,250,070株)に係る議決権の数(47,250 個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 692,664,000 円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (1,736,000 株) に、本公開買付価格 (399 円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日
平成25年3月29日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年4月12日(金曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、買付けられなかった株券等を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）に郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,736,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,736,000 株）を超える場合は、そのを超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（1,000 株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至チ及びフ乃至ソ、第 3 号イ乃至ト及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事実に準ずる事実としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項の規定に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時まで、応募受けをした公開買付代理人の東京法人第一部に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除書面を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到着した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人に到着しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成25年2月26日（火曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、本公開買付けが成立した場合、当社は所有割合 25.72%の対象者の普通株式を所有することとなり、また、当社が本公開買付け後においても引き続き対象者の経営方針の下、対象者の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、筆頭株主である当社が対象者の普通株式を追加取得することで当社の保有比率が上昇することにより、対象者の経営の安定性の向上も図られるものと判断し、平成 25 年 2 月 23 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方で、対象者は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成 15 年以降毎年、決算内容に基づきみずほインベスターズ証券株式会社(平成 25 年 1 月にみずほ証券株式会社と合併)に対して対象者の普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成 24 年 9 月期決算に基づく評価額は 1 株につき 538 円を得ているとのことですが、この評価額とは別に、本公開買付けについては、あくまで相対の取引を前提として当社及び清水建設間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであることから、本公開買付けの妥当性について独自の確認は行わずに意見を留保し、本公開買付けへの応募については、対象者の株主の皆様への判断に委ねる旨を決議したとのことです。なお、上記決議が行われた時点においては、未だ当社において本公開買付けを実施する旨の決定がなされていなかったことから、上記決議は、当社により対象者に提出した公開買付け届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始が当社において決定されることを条件として効力を生ずるものとしたとのことです。また、上記取締役会に提出された公開買付け届出書(案)の内容には変更があり得ることから、上記取締役会において、かかる条件の成就の判断等については、取締役黒田正夫氏に一任したとのことです。しかるころ、平成 25 年 2 月 25 日、当社が当該公開買付け届出書(案)と大要同旨の様式及び内容での公開買付けの開始を決定したことから、平成 25 年 2 月 25 日、取締役黒田正夫氏が、かかる条件の成就を確認し、その結果、上記決議は効力を生ずるに至ったとのことです。

上記取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である井出健義氏は当社理事であること、また、社外取締役である吉田多孝氏は当社執行役員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者の取締役 12 名のうち上記 2 名を除く 10 名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、上記決議を行っているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役 5 名(うち社外監査役 3 名)全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成 25 年 2 月 23 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議したとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上